

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

熊野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する対応について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、平素から本市学校教育に対しまして、ご理解とご支援をいただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられます。このことを受け、今後の対応を下記のとおりとします。引き続き、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 児童・生徒の登校について

(1) 児童・生徒が感染した場合

出席停止となり、その期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。

(2) 児童・生徒の感染が疑われる場合

発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず休養させるようお願いいたします。なお、感染が判明した場合は出席停止ですが、感染していない場合は病欠出席となります。

(3) 同居家族内で感染者が発生した場合

これまでの濃厚接触者としての自宅待機等の措置がなくなります。

同居家族内で感染者が発生した際や家族内に発熱等を伴う症状がみられる場合、登校見合わせの協力は求めません。なお、このような状況で登校をしなかった場合、出欠の扱いは「出席しなくてもよい日」とし、「欠席」とはしません。

2. 日常の教育活動について

室内の換気、手洗い等の一定の感染対策をとりつつ、コロナ感染症が流行する前の教育活動に戻してまいります。

なお、児童・生徒等が使えるよう、各学校の出入り口等での手指消毒や検温機器の設置は継続します。

マスクにつきましては、着用を求めないことを基本とします。ただし、感染流行時や、感染した際に発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されております。あわせてご理解ください。

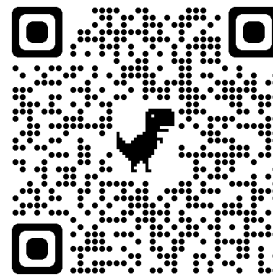
3. 今後の対応等について

今後、感染状況などにより、学級閉鎖や臨時休校など、さまざまな対応を各学校からお願いをさせていただくこともあります。その際にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、市教委からのコロナ感染症対応等については、基本的には市教委ホームページから情報提供をいたしますのでご参照ください。

<熊野市教育委員会ホームページ>

<http://www.kumano-city.ed.jp/>



最後に、新型コロナウイルスと共生する社会となりました。感染への不安の感じ方はそれぞれの立場や状況で違うことを理解し、互いを尊重しあうことが、より一層大切となります。感染された方に、またマスクの着脱などにかかわって、差別や偏見につながる行為、誹謗中傷等は絶対に行わないよう、引き続きよろしく申し上げます。